

# ぎょさい・積立ぶらす加入実績（一月末速報）

## — 共済金額で前年対比七億円の増加 —

ぎょさいの一月末加入実績は、漁獲・特定養殖・漁業施設・地域共済（休漁補償）の共済金額総合計で八百九十七億四千一百万円となりました。本年度の加入計画は一千四百六十億円ですので、達成率で六十一%となっております。前年同期と比べますと、漁獲共済では、漁船漁業や定置漁業で新規加入が図られた他、各漁種で契約割合の引き上げが図られ、一部漁種の継続契約において共済限度額が上昇したこと等により、三億四千万円増加しました。特定養殖共済では、ほや養殖業の新規加入と各漁種での契約割合引き上げ等により、四億三千九百万円増加しました。また、漁業施設共済では、さけ定置漁具の新規加入がありました。四千万円減少となり、地域共済をあわせたとぎょさい総体では、共済金額合計で七億一千二百万円程増加しています。

積立ぶらすについては、漁業者積立額で七十八億八千六百万円となり前年同期に比べ二億一千三百万円増加しています。令和五年度も残り二ヶ月となりましたが、継続契約では、二月責任開始で北見・稚内管内の「ほたて貝桁網漁業」、日高管内の「中型・小型合併漁業」、北見管内の「ほたて貝養殖業」等が、三月責任開始では全道各地区の「中型・小型合併漁業」、小樽・留萌管内の「えび籠漁業」、北見・稚内管内の「かに籠

令和5年度 ぎょさい・積立ぶらす 1月末引受実績（速報）

金額単位：百万円

区 分	項 目	本年度実績		前年度実績		前年対比	
		共済金額	積立金額	共済金額	積立金額	共済金額	積立金額
漁業共済	漁獲共済	69,899	7,209	69,559	7,009	340	200
	特定養殖共済	13,609	677	13,170	664	439	13
	漁業施設共済	5,757	—	5,801	—	△ 44	—
	合 計	89,265	7,886	88,530	7,673	735	213
地域共済（休漁補償）		476	—	499	—	△ 23	—
総 合 計		89,741	7,886	89,029	7,673	712	213

(注1) 共済金額は漁業共済、積立金額は積立ぶらすの漁業者積立申込金額である。

(注2) 漁業者積立申込金額には新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴う特例措置による積立金免除金額を含む。

「漁業」等があり、新規契約では、北見管内の「ほたて貝桁網漁業」等の加入推進を予定しており、積立ぶらすと共に更なる補償の充実を提案して参りますので関係各位のお力添えをお願い申し上げます。



# 令和五年度「秋さけ定置」支払見込等を報告

## ― 共済金・積立ぶらすの合計で百七十二億円の支払に ―

昨年十二月十三日に開催された北海道定置漁業協会主催の「定置漁業振興会議」において、令和五年度秋さけ定置漁業に係る漁獲共済・積立ぶらす及び漁業施設共済の地区別引受実績と支払（払戻）見込等を報告致しました。

漁獲共済の支払見込は、全道的なさけの来遊不振により水揚金額が低迷したことから、全道で三百一件、共済金で三十八億二千万円、積立ぶらすの払戻見込では五百三十二件、払戻金で百三十三億六千万円、合わせて百七十一億八千万円となることを報告致しました。

その他、各地区の加入率や補償水準に対する漁獲金額の状況、共済組合が設立された昭和三十九年からのさけ定置漁業の全道の水揚げと漁獲共済・積立ぶらすの加入・支払実績、旧積立ぶらすが実施された平成二十年度からの加入実績の伸長状況、近年の全道的な来遊不振等により支払・払戻が増加し、令和元年度には史上最高額となる百八十一億円の支払、また近年は百億円を超える支払が続いており、令和五年度においては、史上最高額となった令和元年度に次ぐ百七十億円を超える支払見込となること等を報告致しました。

令和五年度 秋さけ定置 漁業共済・積立ぶらす 地区別引受実績と支払見込

北海道漁業共済組合

地区	漁獲共済					積立ぶらす				漁業施設共済				
	引受実績			支払見込		引受実績		払戻見込		引受実績			支払見込	
	件数	共済限度額	共済金額	件数	共済金	件数	漁業者本人積立額	件数	合計額	件数	共済価額	共済金額	件数	共済金
小樽	50	1,720	1,450	44	277	48	113	46	368	40	386	255	15	15
桧山	12	280	279	12	102	12	19	12	71	2	23	18	-	-
函館	55	899	622	35	110	48	137	35	470	0	0	0	-	-
室蘭	25	1,405	1,304	25	571	53	232	53	913	11	245	121	-	-
日高	45	2,606	2,523	45	1,276	45	511	45	2,043	20	671	329	-	-
釧路	36	1,989	1,989	17	334	39	500	33	1,694	54	1,784	929	-	-
根室	138	6,175	6,115	90	709	262	1,353	241	4,667	42	934	562	-	-
北見	48	14,974	12,381	6	209	49	2,002	27	2,596	133	4,514	2,450	6	15
稚内	43	3,629	3,629	19	149	43	364	29	407	2	27	13	-	-
留萌	13	814	447	8	84	13	56	11	133	4	88	36	-	-
合計	465	34,491	30,739	301	3,821	612	5,287	532	13,362	308	8,672	4,713	21	30
前年度実績	467	33,462	29,793	148	1,170	623	5,127	346	8,673	314	8,812	4,805	5	43
前年度対比	△ 2	1,029	946	153	2,651	△ 11	160	186	4,689	△ 6	△ 140	△ 92	16	△ 13

※支払見込及び払戻見込は11月30日現在の漁獲金額、被害状況により算定した。

※払戻額は漁業者1+国3の合計額である。

※漁業者本人積立額及び払戻額は「新型コロナウイルスの影響に伴う特例措置」により積立金を免除した金額を含む。

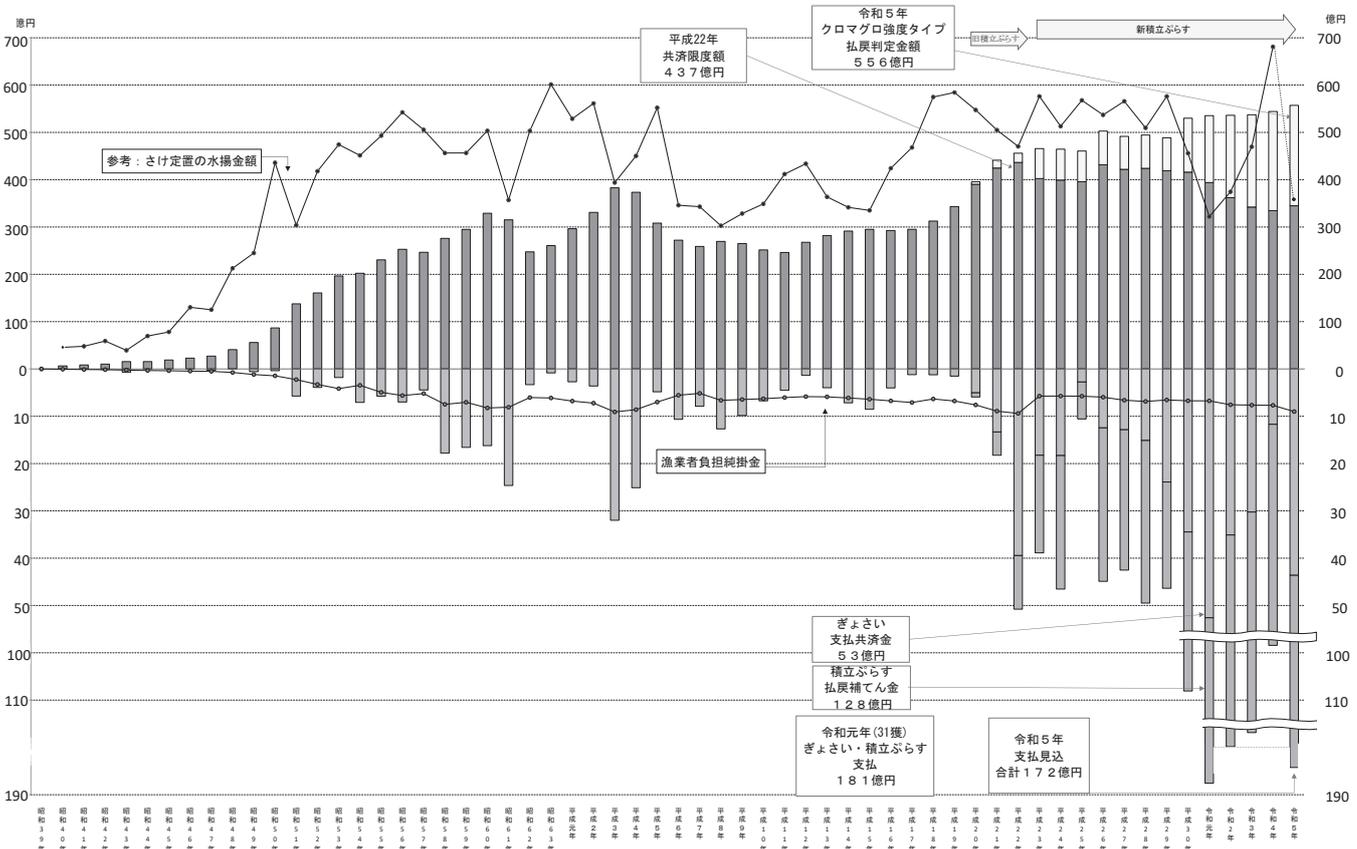
※漁業施設共済の件数は契約網数で夫々記載した。

令和5年度 秋さけ定置 漁業権免許と漁業共済・積立ぶらす 地区別加入率

北海道漁業共済組合

地区	秋さけ関係免許統数		漁獲共済				積立ぶらす		漁業施設共済 (定置漁具)		
	第14次 免許統数	令和5年 操業統数	令和5年加入統数			未加入統数	加入率	令和5年 加入統数	加入率	令和5年 加入統数	加入率
			秋さけ定置	大型定置	計						
小樽	213	201	128	6	134	67	67%	129	64%	25	12%
桧山	29	27	27	-	27	0	100%	27	100%	2	7%
函館	192	163	121	33	154	9	94%	144	88%	0	0%
室蘭	40	39	39	-	39	0	100%	39	100%	9	23%
日高	46	46	46	-	46	0	100%	46	100%	10	22%
釧路	68	55	55	-	55	0	100%	55	100%	27	49%
根室	161	152	152	-	152	0	100%	148	97%	18	12%
北見	92	92	92	-	92	0	100%	92	100%	49	53%
稚内	50	47	47	-	47	0	100%	47	100%	1	2%
留萌	16	16	16	-	16	0	100%	16	100%	2	13%
合計	907	838	723	39	762	76	91%	743	89%	143	17%
前年度 実績		843	727	39	766	77	91%	748	89%	145	17%
前年度 対比		△5	△4	0	△4	△1	0%	△5	0%	△2	0%

秋さけ定置 水揚金額の推移と「ぎょさい(漁業共済)・積立ぶらす」加入・支払状況



## 「漁業者の経営安定のために」第十九回

平成二十三年度からスタートした「漁業収入安定対策」（ぎよさい十積立ぶらす）の普及・普遍的加入の実現を目的に設置された、「ぎよさい・積



▲撫養所長代理

立ぶらす」北海道推進協議会において、本年九月から委員を務めることになった共水連北海道事務所撫養所長代理に、この普及啓発にかかる思いをイエローペー

### 「唯一無二・二刀流の「ぎよさい」制度」

昨年は、大リーグ大谷選手が二刀流の大活躍でMVPに選出されましたが、「ぎよさい」制度も「積立ぶらす」を上乗せ補償し、まさに二刀流の活躍をしております。

昭和三十九年に施行された「漁業災害補償法」は、漁家の経営安定を望む漁業者自らが要望し、紆余曲折の末、漁業としては世界に類を見ない画期的な制度としてスタートしました。

しかしながら、「ぎよさい」制度開始当初は、補償の割には掛金が高く制度内容も複雑なため、漁業者の理解が得られず一部の漁業者にしか利用頂けない時代が長く続きました。

一つ目の課題は、割高な「ぎよさい」掛金を極力下げることでしたが、国は平成二十三年の「漁業収入安定対策事業」によって、共済掛金に対して従来の国庫補助に加え、資源管理を前提に掛金の追加補助を行うことにより、現在は漁業者がより利用しやすい制度に改良されております。

二つ目の課題は、制度を複雑化している原因の一つでもあります「限度

額率」です。この率は、現在の制度においても適用されておりますが、基本となる平均水揚金額（現在は5中3方式）を100%補償する訳ではなく、この率を乗じた金額を補償します。例えば、「すけとうだら刺し網漁業」であれば、限度額率は80%となり、補償金額（共済限度額という）は、平均水揚金額から20%減収します。国は補償金額を減収させる理由として、「ぎよさい」制度は漁業の再生産に必要な経費相当額を補償するものであって、漁業所得を補償するものではないとの見解から現在もこの限度額率は適用されており、漁業種類によって異なる率が適用されております。

この課題から脱却すべく開始されたのが、「積立ぶらす」であります。平成二十年に開始した「漁業経営安定対策事業」によって、「すけとうだら刺し網漁業」であれば、平均水揚金額から減収されている20%の半分を「掛捨方式」ではなく、「積立方式」で補償する画期的な制度が誕生しました。ここに「二刀流」が完成したといっても過言ではないでしょう。

平成十三年に公布・施行された水産基本法は、「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を基本理念として、講ずべき施策の基本方向を明らかにしました。

周辺水域の資源状態の悪化等による我が国の漁業生産の減少、漁業の担い手の減少と高齢化の進行等、国内外の諸情勢が大きく変化している一方、水産業や漁村に対し、国民から新鮮で安全な水産物の安定供給を図る等、先進国では最低の食料自給率を向上させる使命が漁業者にはあるように思えます。

我々、共済団体は、先人達が築き上げたこのすばらしい制度をより発展させ、未来永劫制度を継続させる責務があると考えます。

そのためには、更なる「ぎよさい」制度の改良と「積立ぶらす」の法制化が課題ではありますが、多くの漁業者が制度を利用できるよう普及推進に力を入れ、漁業経営の後ろ盾として事業展開している漁業共済組合は『永久に不滅』です。